

飲酒運転絶対禁止

No.16

防災安全課
内線 276

年末から年始にかけてのこの時期、お酒を飲む機会が増えてきます。当然のことながら、飲酒運転は絶対に行ってははいけません。岐阜県警察では、特にこの時期の飲酒運転取り締まり強化を実施しています。ルールを守り笑顔で新年を迎えましょう。

皆さんご存じですか。9月に道路交通法が一部改正され、飲酒運転に関する罰則がさらに強化されました。

◇飲酒運転行為を行った者に対する罰則強化

飲酒運転は絶対にしな

- ・酒酔い運転
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
 - ・酒気帯び運転
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - ・飲酒検知拒否
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ◇飲酒運転をする恐れのある者に対して、車両等を提供した者に対する罰則

酒を飲んだ人に車を貸さない

- ・車両を提供した者
運転手が酒酔い運転をした場合
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ・運転手が酒気帯び運転をした場合
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒を飲ませない

- ・酒類を提供した者
運転手が酒酔い運転をした場合
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金



- ・運転手が酒気帯び運転をした場合
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

◇飲酒運転をする車両へ同乗する者に対する罰則

飲酒運転の車に乗らない

- ・運転手が酒酔い運転をした場合
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・運転手が酒気帯び運転をした場合
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

男女共同参画⑩

シリーズ

子育てブックあれこれ

『男と女』

いろいろな子育ての本が出版されています。しつけや発育に関するマニュアルから、体験・失敗談をつづったエッセイなど、内容もさまざま。

最近、「父親のための」と題した本もよく見掛けます。でも、「つづいた本を購読されたことのある男性はどれくらいいるのでしょうか。」

ある父親の育児体験をつづったエッセイを読みました。その人は、育児マニュアルを探しに書店へ行ったものの、出産・育児コーナーが過度にかわりいらしく近寄り難く、結局本を見ることもできなかったそうです。また、「子育て本の多くは、淡い色彩のかわいイラストと大きな文字で構成されていて、男性が手にするのをためらう一因となっているのでは」と書かれています。

最近出版された父親のための子育ての本も、同じような構成になっていました。出産・育児の疲労で視力が落ち、じっくり本を読む時間もない母親のための工夫なのでしょうが、ターゲットを父親に絞っているのであれば、男性が読みたいと思うような配慮があつて当然ですね。書店でも、もっといろんなコーナーに置いて、男性にも買いたいと思わせるような工夫をしてほしいと思います。

そして何より、お父さんたちに子育ての本を読んでほしい。子育てがもっと楽しくなるコツなど、いろいろなヒントがあります。子育ての楽しみも苦労も、太いに分かち合いましょう。

(文責 岩田)